

軽自動車等の名義変更と廃車手続きについて

住民票の担当窓口で転出や死亡の届出をされても、軽四輪自動車の車検証や、二輪車の登録票の名義は変更とはなりません。必ず「車両の名義変更手続き」もしくは、廃車の場合は「廃車手続き」をすみやかに行ってください。

・原動機付自転車、農耕車など（黒部市ナンバー）

車種	手続きを行う窓口	用意するもの
<ul style="list-style-type: none"> ●原動機付自転車 (125cc以下) ●電動キックボード ●ミニカー ●小型特殊自動車 (農耕車、フォークリフトなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ●黒部市役所 <ul style="list-style-type: none"> ・税務課 市民税係 ・宇奈月サービスセンター TEL (0765) 54-2117 ●市外へ転出の方は、<u>居住地の市区役所又は町村役場</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●ナンバープレート (廃車、標識変更の場合) ●標識交付証明書

・軽二輪、二輪の小型自動車（「1富山」、「富山」の白ナンバー）

車種	手続きを行う窓口	用意するもの
<ul style="list-style-type: none"> ●軽二輪 (125cc超え250cc以下) ●二輪の小型自動車 (250cc超) 	<ul style="list-style-type: none"> ●北陸信越運輸局 富山運輸支局 富山市新庄町馬場82 TEL (050) 5540-2044 一般的な手続きについて音声ガイダンスが流れます。 ●県外へ転出の方は、<u>居住地の運輸支局</u> 	<p>[廃車の場合]</p> <p>[名義変更の場合] (住所変更、売買、贈与、相続など)</p> <p>詳しくは運輸支局までお問い合わせください。</p>

地図




※4月1日現在、黒部市に登録されている車両名義の方に軽自動車税が課税されます。

※亡くなられた方の軽自動車等を4月1日までに名義変更されない場合は、相続人の方に納税義務を負っていただくことになります。

※販売店等でも手続きの代行を行っておりますので、最寄りの販売店等へご相談ください。

・軽四輪自動車など

(富山50、富山40、富山580、富山480などの黄色ナンバー)

車 種	手 続 き を 行 う 窓 口
<ul style="list-style-type: none"> ●軽 四 輪 ●軽 三 輪 	<p>●軽自動車検査協会 富山事務所 富山市新庄町字馬場1番4 地 図 TEL (コールセンター) 050-3816-1852</p> <p>●<u>県外へ転出の方</u>は、<u>居住地の軽自動車検査協会</u></p> 
用 意 す る も の	
<p>[廃車の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車検査証 ●申請用紙代 35円 ●ナンバープレート(前後2枚とも) ●返納証明書発行手数料 350円 ●使用者の印鑑 ●所有者の印鑑※1 	
<p>[名義変更の場合] (引っ越しによる住所変更、売買、相続、贈与など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車検査証 (お持ちでない場合は、再発行が必要です。旧使用者の印鑑(認印可)をご持参ください。) ●新使用者の住民票 (3か月以内に発行されたもの) ●新使用者の印鑑 ●新所有者の印鑑 ●名義変更によりナンバーの変更を希望される場合はナンバープレート(前後2枚とも) ●申請用紙代 無料 ●旧所有者の印鑑※1※2 	
<p>[備考]</p> <p>※1 使用者、所有者が同一で個人名の場合は不要。 所有者が自動車販売店や農協等で、使用者と異なる場合は該当箇所に連絡して、所有者印が押印された書類が必要になります。</p> <p>※2 旧所有者が亡くなられた方は除籍謄本等も必要になります。事前にコールセンターに問合せしてから手続きを行ってください。</p>	

※4月1日現在、黒部市に登録されている車両名義の方に軽自動車税が課税されます。

※亡くなられた方の軽自動車等を4月1日までに名義変更されない場合は、相続人の方に納税義務を負っていただくことになります。

※販売店等でも手続きの代行を行っておりますので、最寄りの販売店等へご相談ください。

ご不明な点がございましたら **お問い合わせは下記までご連絡ください。**

〒938-8555 富山県黒部市三日市1301番地

黒部市役所 税務課 市民税係 TEL (0765) 54-2117